

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運営業務委託」に関する質問と回答

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運営業務委託」において質問のあった事項の回答です。回答内容については、令和5年度の運営にあたっての回答に更新していますので参考にご覧ください。

No	関係書類	頁	項目	質問	回答
1	募集要項	1	2 事業の概要 (1)実施行政区	行政区ごとの募集とありますが、いずれも同じ事業者になることもあるのでしょうか。	同じ事業者になることもあります。 花見川区と美浜区同時に応募可能です。
2	募集要項	2	2 事業の概要 (2)事業内容	①土曜日については、全ての子どもルームで開設しているのでしょうか。	①すべての子どもルームについて、土曜日も開設が必要です。低学年ルーム及び高学年ルームを一体的に運営している子どもルームにつきましては、利用人数の状況によりマザールームに集約して運営を行ってください。詳細につきましては、子どもルームによって異なるため、引継ぎの段階でご案内できればと思います。
3	募集要項	6	11 委託期間	委託期間満了後は原状回復で返却となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、新たに原状回復が必要となる修繕等を行う場合は、事前に健全育成課にご相談ください。
4	募集要項	6	12 業務委託料	①学童保育を運営している中で、施設を修繕する必要が出た場合、修繕費の費用負担は事業者がもつのでしょうか、自治体が持つのでしょうか。 ②修繕費の補助金はあるのでしょうか。	①施設(床、壁、天井、設備、固定家具等)に関する修繕は、基本的に市(委託者)で行いますが、軽易なもの(おおむね修繕費用が1か所あたり5万円以下)は委託料に含まれます。(仕様書 12 業務別委託業務内容について (2)事業の運営及び施設管理に関する業務 ⑤施設、設備、備品の管理と環境整備) また、備品リストに記載されているような備品等の管理・修繕は、委託料に含まれます。 (仕様書 11 基本的委託業務内容 ④備品・消耗品の調達・管理に関すること) ②補助金はありません。
5	仕様書	1	3 委託場所及び受入枠	令和5年度受入枠の人数と令和6年度受入枠の人数が変わる場合はあるか。	申し込み状況などによって受入枠や支援単位は増減する場合があります。

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運營業務委託」に関する質問と回答

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運營業務委託」において質問のあった事項の回答です。回答内容については、令和5年度の運営にあたっての回答に更新していますので参考にご覧ください。

No	関係書類	頁	項目	質問	回答
6	仕様書	2	5 基本事項 (3) 開所時間	延長保育を利用している児童数についてご教示ください。	別表1のとおり
7	仕様書	2	5 基本事項 (3) 開所時間	延長時間は19時までとありますが、19時を過ぎてもお迎えに来ないことはあるのでしょうか。	19時を過ぎてもお迎えに来ない保護者については事業者から注意をし、改善されない場合には市(委託者)から警告文を送付し、なお改善されない場合には市(委託者)において利用承認取消等の措置を検討いたします。
8	仕様書	3	6 マザールームについて	①マザールームの具体的な運用について、現状の運用などを例にあげてご説明いただけますでしょうか。 ②高学年ルームとマザールームの関係について、ご教示ください。	①日々の利用の有無については、事前に保護者から連絡をいただいています。そのため、利用児童が少なく、マザールームで一体的に保育が可能かつすべての支援の単位において開所日が年間250日を下回らない様に配慮の上、マザールームで低学年・高学年合同で保育を実施しております。(マザールームの利用児童が多い場合は、高学年ルームも開所することになります。) ②マザールーム・・・全学年が対象。 高学年ルーム・・・原則、4年生～6年生が対象。 ※マザールームの役割については、「仕様書 6 「マザールーム」について (2)「マザールーム」の役割について」をご参照ください。
9	仕様書	3	6 マザールームについて (2)「マザールーム」の役割について	「②高学年ルーム利用者の欠席の連絡等の連絡先としての役割」とありますが、高学年ルームには固定電話の設置がないという解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	仕様書	3	9 職員について	職員用敷地外駐車場賃借料と来年度利用の可否についてご教示ください。	学校敷地外で賃借している駐車場はございません。 なお、小学校駐車場を使用しているルームについては、事業者から学校側へ駐車場使用の確認をしていただくことになります。

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運營業務委託」に関する質問と回答

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運營業務委託」において質問のあった事項の回答です。回答内容については、令和5年度の運営にあたっての回答に更新していますので参考にしてください。

No	関係書類	頁	項目	質問	回答
11	仕様書	3	9 職員について	60名1単位の場合の支援員配置数についてご教示ください。 (例 60人定員の場合)	支援員2名+補助員1名が最低必要となります。 千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第5項の中の「利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者または補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない」に準じて、40人を超える場合には放課後児童支援員を1名増やすこととしています。
12	仕様書	3	9 職員について	現在の支援員等の配置数及び加配数についてご教示ください。	別表3のとおり
13	仕様書	3	9 職員について	①総括する責任者とは、ルームごとに1名配置するのでしょうか。各区で1名配置するのでしょうか。 ②リーダーについて、選任条件はありますでしょうか。週勤務日数や勤務時間などの取り決めがありましたらお教え下さい。	①各子どもルームにリーダーとしてルームを総括する放課後児童支援員を配置してください。また、事業者として1名、受託施設を総括する職員を配置することとしてください。 ②放課後児童支援員であれば、選任の条件はありませんが常勤で経験豊富な方が望ましい。
14	仕様書	3	9 職員について	リーダーは高学年ルームと低学年ルームでそれぞれ配置する必要はありますでしょうか。	各子どもルームに責任者を配置する必要があるため、それぞれに配置してください。
15	仕様書	3	9 職員について	申請時点で支援員の責任者を決める必要はありますでしょうか。	プロポーザルの申し込み時点では必要ありません。
16	仕様書	3	9 職員について	子どもルーム毎の令和5年度の配置人数の総数とその内訳(常勤と非常勤数)をご教示ください。	別表3のとおり

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運営業務委託」に関する質問と回答

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運営業務委託」において質問のあった事項の回答です。回答内容については、令和5年度の運営にあたっての回答に更新していますので参考にしてください。

No	関係書類	頁	項目	質問	回答
17	仕様書	3	9 職員について	現在の日々の職員の配置数についてそれぞれ(各子どもルームと、学校休業日、学校運営日)をご教示ください。	別表3のとおり
18	仕様書	3	9 職員について	現在の配置人数状況、勤務時間をご教示ください。	別表3のとおり
19	仕様書	3	9 職員について	放課後児童支援員等に年1回受けさせる健康診断は、常勤・非常勤問わず全員が対象となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。 労働安全衛生法その他関係法令の遵守をお願いします。
20	仕様書	3	9 職員について	現在雇用されている職員の待遇(賃金・交通費・社会保険等の加入有無・一時金の有無)を子どもルーム毎に開示できる範囲でご教示ください。その際に、可能であれば勤続年数についてもご教示ください。	職員の待遇については、各事業者と職員との間での契約となるため、市からの回答は致しかねます。 なお、各事業者には労働基準法に則り適切な雇用をお願いしております。
21	仕様書	4	10 特別な配慮が必要と認められる児童等の加配について	①特別な配慮が必要な児童について、加配が必要かの判断は、受託事業者の方で判断するのか、市がされるのか、どちらが行うのでしょうか。 ②特別な配慮が必要な児童の人数に関わらず、受託金内で加配の人件費を賄うことになるのでしょうか。	①市から事業者に面談の依頼をし、加配の判断については市と協議の上、事業者で行うものになります。 ②お見込みのとおりです。
22	仕様書	4	11 基本的委託業務内容について ③保護者との連絡・調整に関すること	保護者との連絡・調整については、現在どのような方法で行われているのでしょうか。	主に連絡帳、手紙、連絡メール等を用いております。

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運營業務委託」に関する質問と回答

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運營業務委託」において質問のあった事項の回答です。回答内容については、令和5年度の運営にあたっての回答に更新していますので参考にしてください。

No	関係書類	頁	項目	質問	回答
23	仕様書	4	11 基本的委託業務内容について ④備品・消耗品の調達・管理に関すること	備品・消耗品の調達については、金額問わず全て受託者負担となりますでしょうか。	放課後児童健全育成事業の実施に係る備品購入費・消耗品費(施設管理用品)については金額問わず委託料に含みます。放課後児童健全育成事業の実施以外に係る経費は委託料に含まれません。
24	仕様書	4	11 基本的委託業務内容について ④備品・消耗品の調達・管理に関すること	現在利用している図書の種類についてご教示ください。	童話や図鑑、マンガ等になります。基本的には現在利用している図書を引き継ぎ致しますが、不足する場合の購入費は委託料に含みます。
25	仕様書	4	11 基本的委託業務内容について ④備品・消耗品の調達・管理に関すること	現在利用している玩具の種類についてご教示ください。	主にボードゲーム・ブロック・ままごと道具・ボール等になります。基本的には現在利用している玩具を引き継ぎ致しますが、不足場合の購入費は委託料に含みます。
26	仕様書	4	11 基本的委託業務内容について ④備品・消耗品の調達・管理に関すること	今ある備品を事業者で買い替える際はどのようにすればよいでしょうか。	基本的に、買い替えにあたり事前申請や事後報告は求めておりませんが、施設の床や天井に取り付けられている備品や敷地内に設置されている備品などの場合には、施設所有者や小学校等と協議が必要になりますので、健全育成課に事前にご連絡ください。
27	仕様書	4	11 基本的委託業務内容について ⑤おやつ提供・管理に関すること	保護者からおやつ代として月額2,000円を徴収されていると思いますが、おやつ代の集金額については利用頻度に関わらず、月額一律の金額となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、おやつ代の徴収につきましては、事業者(受託者)で行っていただくこととなります。(仕様書 12 業務別委託業務内容について (2)事業の運営及び施設管理に関する業務 ③おやつ提供・管理)
28	仕様書	4	11 基本的委託業務内容について ⑤おやつ提供・管理に関すること	①おやつは委託業者の手作りのものを提供しても構わないとお話を受けましたが、作る場所は、子どもルーム内の事務所で調理をしてもよろしいのでしょうか。 ②小学校内に子どもルームがある場合は、調理はできないと考えてよろしいのでしょうか。	①問題ございませんが、適切な衛生管理を行ってください。提供頻度等によっては食品衛生法に従う必要がありますのでご注意ください。 ②高学年ルーム以外には、台所設備があるため調理ができます。

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運営業務委託」に関する質問と回答

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運営業務委託」において質問のあった事項の回答です。回答内容については、令和5年度の運営にあたっての回答に更新していますので参考にしてください。

No	関係書類	頁	項目	質問	回答
29	仕様書	4	11 基本的委託業務内容について ⑤おやつ提供・管理に関すること	おやつは手作りでも良いのでしょうか。	現在の運営事業者においては、衛生管理等の観点から手作りおやつのは提供は行っておりません。 月々2,000円のおやつ代で提供できる範囲であれば構いませんが、提供頻度等によっては食品衛生法により保健所への届け出が必要となるとともに施設や人員についての制限が発生する場合がありますので、必要に応じて保健所等へご相談ください。 (No.28をご参照ください。)
30	仕様書	4	11 基本的委託業務内容について ⑦傷害・賠償保険への加入に関する こと	傷害・賠償保険の加入について、補償内容に指定がある場合はご教示ください。	「仕様書 12 業務別委託業務内容について (1)児童の健全な保育に関する業務 ⑥傷害・賠償保険への加入に関すること」に定める基準に準じたものとしてください。
31	仕様書	4	11 基本的委託業務内容について ⑦傷害・賠償保険への加入に関する こと	①賠償責任保険の保険内容をご教示ください。 ②昨年度実績をご教示ください。	①No.30をご参照ください。 ②別表2のとおり
32	仕様書	4	11 基本的委託業務内容について ⑧災害時等緊急対応に関する こと	災害時に備えて、非常食は最低何日分確保する必要がありますでしょうか。	災害時には学校が避難場所となるため具体的には定めておりませんが、校外ルームに関しては簡素な備品(懐中電灯やラジオ、水など)がございます。備蓄食料等に関しては令和5年度に消費期限等による更新を実施しています。
33	仕様書	4	11 基本的委託業務内容について ⑧災害時等緊急対応に関する こと	災害時の備蓄品について、別で用意が必要でしょうか。	No.32をご査証ください。
34	仕様書	6	12 業務別委託業務内容について (2)⑩学校との連絡・調整に関する こと	①学校との協議で学校の施設を借りる場合、利用料金は発生するのでしょうか。 ②学校の施設を借りる場合、市への報告は必要でしょうか。	①利用料金は発生しません。 ②市への報告は求めておりませんが、使用に伴い事故や破損等が生じた場合は報告願います。なお、故意また重大な過失による破損等の弁済・修理等については委託料に含みません。

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運営業務委託」に関する質問と回答

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運営業務委託」において質問のあった事項の回答です。回答内容については、令和5年度の運営にあたっての回答に更新していますので参考にしてください。

No	関係書類	頁	項目	質問	回答
35	仕様書	4	11 基本的委託業務内容について ⑬ルーム施設の日常的な管理及び 軽易な修繕に関すること	警備会社名についてご教示ください。	別表4のとおり
36	仕様書	4	11 基本的委託業務内容について ⑬ルーム施設の日常的な管理及び 軽易な修繕に関すること	日常的な管理の中に、事業者で行う法定点検はありますでしょうか。ある場合は、内容についてご教示ください。	消防設備の点検および消防への届出は市(委託者)にて行いますが、避難訓練及び消防への届出は、受託者にて実施してください。 その他の法定点検はありません。
37	仕様書	4	11 基本的委託業務内容について ⑬ルーム施設の日常的な管理及び 軽易な修繕に関すること	①植栽管理や軽微な施設修繕の外部委託は発生しますでしょうか。 ②どういったものが軽微な施設修繕に該当しますか。	①植栽管理や軽微な施設修繕は委託料に含まれます。 ②電球交換や便座の交換、網戸張替え、出入口・室内ドアの修繕、水道口の交換など(修繕費用が概ね1か所あたり5万円以下)が軽微な施設修繕に該当します。
38	仕様書	4	11 基本的委託業務内容について ⑬ルーム施設の日常的な管理及び 軽易な修繕に関すること	①機械警備は実施されておりますでしょうか。 ②費用は事業者負担となりますでしょうか。事業者負担であれば、子どもルーム毎の前年度の費用実績をご教示ください。	①別表4のとおり ②機械警備の費用は市が負担します。
39	仕様書	4	11 基本的委託業務内容について ⑬ルーム施設の日常的な管理及び 軽易な修繕に関すること	機械警備の契約は事業者が行うのでしょうか。	市が契約します。 (No.35、38をご参照ください。)
40	仕様書	5	12 業務別委託業務内容について (1)児童の健全な保育に関する業務 ③無料プログラムの提供	①各子どもルームで現在実施されている無料プログラムの内容をご教示ください。 ②平均参加人数についてご教示ください。	①クリスマス会、ハロウィンパーティーなどの季節のイベントや、公園等への遠足、誕生日会等を実施しています。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、規模を縮小して実施または中止していることがあります。 ②過去の実績では児童の8割ほどが参加しております。

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運営業務委託」に関する質問と回答

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運営業務委託」において質問のあった事項の回答です。回答内容については、令和5年度の運営にあたっての回答に更新していますので参考にご覧ください。

No	関係書類	頁	項目	質問	回答
41	仕様書	6	12 業務別委託業務内容について (2)事業の運営及び施設管理に関する業務 ①児童出欠席簿や指導日誌の作成	児童の入退室をメールで保護者へ知らせることができる機能などを備えた入退室管理システムの導入については、例えばメールではなくスマートフォンアプリケーションの通知などで入退室が分かる機能が付属していればよろしいでしょうか。	入退室管理システム自体にメール機能がなくとも、保護者に対して子どもの入退室の状況が電子的に通知される仕組みであれば問題ありません。ただし緊急時等、保護者との連絡体制のためメール連絡等には別途対応する必要があります。
42	仕様書	5	12 業務別委託業務内容について (2)事業の運営及び施設管理に関する業務 ①児童出欠席簿や指導日誌の作成	①入退室システムを導入するにあたり、各子どもルームではインターネット環境は整備されていますでしょうか。 ②インターネットを使用するにあたり、受託者負担としてWi-Fiルーターなど準備するものはありますか。	①必要に応じポケットWi-Fi等をご用意ください。整備費用は委託料に含まれます。 ②インターネットを使用するにあたり必要となるWi-Fiルーターなどの設置費用については委託料に含まれます。
43	仕様書	5	12 業務別委託業務内容について (2)事業の運営及び施設管理に関する業務 ①児童出欠席簿や指導日誌の作成	入退室管理システムに業者の指定はありますか。また現在導入されて入退室システムの実績をご教示ください。	業者の指定はありません。 現在の実績としては ・hug Labo株式会社「hugnote(ハグノート)」 ・ライズ株式会社「安心でんしょぼと」 が導入されています。
44	仕様書	7	12 業務別委託業務内容について (3)利用者対応に関する業務 ③障害のある児童等	障害のある児童数及び、現在送迎の必要がある児童数についてご教示ください。	診断書や障害者手帳・療育手帳等の交付があることのみをもって加配とはしておらず、児童の状況等により人数は変動しております。(No.46をご参照ください。)
45	仕様書	7	12 業務別委託業務内容について (3)利用者対応に関する業務 ③障害のある児童等	①障害のある児童等の小学校からルームまでの送迎は、移動手段や人員配置については現状どのように実施されていますでしょうか。 ②移動手段にタクシーを使用されている実績がございましたら、ルーム毎の前年度・前々年度の費用実績をご教示ください。	①送迎が必要な場合は、学校までルーム職員が迎えに行く、もしくは学校と協力して担任がルームまで引率する等で対応しております。 ②タクシーの利用は現在ありません。
46	仕様書	7	12 業務別委託業務内容について (3)利用者対応に関する業務 ③障害のある児童等	障がいのある児童については、ルームまで送迎を児童支援員等が行うとありますが(仕様書P7)、他の人材を確保した場合の費用は、別途市から上乗せ運営費があるのでしょうか。	委託料の中で運営をお願いします。なお令和5年4月時点で民間事業者へ委託している施設の平均として1施設あたり0.92人の加配しております。

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運営業務委託」に関する質問と回答

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運営業務委託」において質問のあった事項の回答です。回答内容については、令和5年度の運営にあたっての回答に更新していますので参考にしてください。

No	関係書類	頁	項目	質問	回答
47	仕様書	7	13 費用負担 (2)事業系一般廃棄物について	ごみ集積場所並びに該当小学校の一般廃棄物ごみ収集排出委託先についてご教示ください。	別表6のとおり
48	仕様書	7	13 費用負担 (2)事業系一般廃棄物の処理費用について	事業系一般廃棄物の処理について、ルーム毎の前年度・前々年度の費用実績をご教示ください。	別表6のとおり
49	仕様書	7	13 費用負担 (2)光熱水費の費用負担について	各子どもルームごとの電気料・水道料・ガス代の料金実績(過去1年若しくは過去3年間)をご教示ください。	別表7のとおり
50	仕様書	8	12 費用負担 (2)光熱水費の費用負担について	別表7の光熱水費の支払い状況(実績)について、掲載されていない子どもルームは、事業者負担となりますでしょうか。事業者負担となる場合、子どもルーム毎の見込額をご教示ください。	ガス・水道・下水道の料金について掲載がない子どもルームは、事業者負担はありません。
51	仕様書	別紙	高学年ルームにおけるおやつ提供について	①おやつ後の清掃については、消毒等の実施も含まれるでしょうか。 ②高学年ルームで提供するおやつについては、放課後児童支援員等がマザールームから運搬し、余剰のおやつはマザールームで保管する形でよろしいでしょうか。	①、②ともにお見込みのとおりです。
52	様式第4号		提案書	①提案書は合計何ページまでが上限でしょうか。 ②様式第4号には、「6受託に関する経費(見積書)」という項目がありますが、見積書は12枚に含まれるのでしょうか。含まれない場合は、(1)人件費・運営費の項目には「別紙参照」という記載でもよろしいでしょうか。	①提案書は全項目合計して、最大12ページでご提出をお願いします。(募集要項5ページをご参照ください。) ②受託に関する経費については、様式第5号見積書にてご提出いただくものになりますので、提案書のページ数には含みません。

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運営業務委託」に関する質問と回答

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運営業務委託」において質問のあった事項の回答です。回答内容については、令和5年度の運営にあたっての回答に更新していますので参考にご覧ください。

No	関係書類	頁	項目	質問	回答
53	様式第5号		提案書	項目の名称や順を同一にすれば任意様式でも問題ないでしょうか。	任意様式でも構いません。
54	様式第5号		見積書	小項目については任意の項目で記載してよろしいでしょうか。指定がある場合はご教示ください。	任意で構いません。
55	その他			支援員等の更衣室・休憩室の配備状況についてご教示ください。	校舎外単独子どもルームについては、静養室を利用させていただいております。また、高学年ルームには更衣室・休憩室がないため、マザールームの静養室を更衣室として使用していただくこととなります。
56	その他			「子どもルーム新規開所必要備品(参考)」に記載のある資材について、不具合箇所の有無をご教示ください。	直ちに交換が必要となるような不具合箇所のある備品はありません。
57	その他			今回運営業務委託対象の子どもルールが3年以内にアフタースクールになる計画などはございますでしょうか。	ありません。
58	その他			①花見川区、美浜区の今回対象施設(新設を除く)の現事業者名をご教示ください。 ②社会福祉協議会様運営以外の子どもルームの場合、事業者交代のためなのか、契約期間の終了に伴うものなのか、ご教示ください。	①別表5のとおり ②契約期間の満了に伴うものです。

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運營業務委託」に関する質問と回答

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運營業務委託」において質問のあった事項の回答です。回答内容については、令和5年度の運営にあたっての回答に更新していますので参考にしてください。

No	関係書類	頁	項目	質問	回答
59	その他			千葉市におかれましては、子どもルームと同様な内容を持ったアフタースクールという事業を行っているとお聞きしております。 子どもルームと担当課が違っているようですが、今回の募集の区内においても、アフタースクールが設置してある小学校があるようです。 設置の基準と子どもルームとアフタースクールの運用主旨の大きな違いは何かをご教示ください。	子どもルームは就労等により昼間家庭に保護者のいない小学生に遊び及び生活の場を提供します。アフタースクール(一体型)は希望する児童に「安心・安全に過ごせる場所」・「学びのきっかけ」を提供します。
60	その他			保護者から預かる利用料金は、どのような方法で徴収するのでしょうか。銀行引落の場合、子どもルーム毎に受託業者が口座の開設が必要なのでしょうか。	利用料金については市で徴収するため、事業者(受託者)が別途口座等をご用意いただく必要はありません。
61	その他			アフタースクールのように、有料プログラムを提供することは可能でしょうか。もし前例がない場合は、受託後の提案として展開することは可能でしょうか。	子どもルームについては、有料のプログラムを実施することはできません。無料プログラムのみでお願いします。 (仕様書 12 業務別委託業務内容について (1)児童の健全な保育に関する業務 ③無料プログラムの提供)
62	その他			保護者主催の行事・イベント等の有無についてご教示ください。	特に開催はありません。
63	その他			現在使用している事務用品(筆記具等)の引継ぎの可否についてご教示ください。	事務用品(筆記具等)は、引継ぎいたします。

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運營業務委託」に関する質問と回答

過去の「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運營業務委託」において質問のあった事項の回答です。回答内容については、令和5年度の運営にあたっての回答に更新していますので参考にご覧ください。

No	関係書類	頁	項目	質問	回答
64	その他			光通信ケーブル敷設の可否についてご教示ください。	単独施設(校舎外)への光通信ケーブル敷設は委託料に含まれます。校舎内の光通信ケーブル敷設の可否につきましては、教育委員会との協議が必要となるため、契約後に再度ご相談願います。
65	その他			①子どもルームの設置されている電話は固定電話のみでしょうか。 ②別途携帯電話等を用意してもよいでしょうか。	①お見込みのとおりになります。 ②別途ご用意いただいても構いません。
66	その他			今年度勤務している職員の方の中に、引続き同施設での継続勤務を希望される方がいらっしゃる場合、当社への雇用切り替え(移籍)の協議をさせて頂くことは可能でしょうか。	現在の運営事業者が雇用する職員となりますので、市では雇用の切り替え(移籍)等の協議の対応は行っていません。事業の実施に当たっては各事業者において新たに職員を確保することが原則となります。同施設での継続勤務の希望はあくまで個人の判断となります。